

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は平成 19 年 5 月 10 日に開催された取締役会において、全取締役の賛成により、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として 20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも、予め当社取締役会が同意したものを除きます。）に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を決定し、導入いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。また、同日、当社取締役会は、新株予約権の発行による対抗措置の機動的発動を確保するために、新株予約権の発行登録を行うことを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、以下においては、これらの買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本対応方針については、当社監査役 5 名（内 3 名は社外監査役）全員が、本対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を表明しております。

本対応方針につきましては、平成 19 年 5 月 10 日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、同日付で効力を生じておりますが、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会において議案としてお諮りした上で、株主の皆様からのご賛同をいただくことを予定しており、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

注 1：特定株主グループとは、（i）当社の株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は（ii）当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

本リリースは、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」の一部を記載したものです。全文は横浜ゴム（株）ホームページ（<http://www.yrc.co.jp/>）内に掲載した PDF（<http://www.yrc-pressroom.jp/pdf/20070510.pdf>）でご覧いただけます。